

## 統合新病院（院内保育所）新築設計業務公募型プロポーザル公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年4月1日

青森県病院事業管理者 大山 力

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

統合新病院（院内保育所）新築設計業務

#### (2) 業務内容

「青森県建築設計業務委託特記仕様書」のとおり。

#### (3) 履行期限

令和8年12月21日

#### (4) 参考委託料

20,900千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加者資格要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定され、第7条第1項に規定する有資格建設関連業者名簿の建築関係建設コンサルタント業務の建築一般に登載されていること。（登録されていない場合は契約締結の前までに登録されていること。（参加資格認定の随時受付は毎月15日締切り。））
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 本県に本店を有する者であること。
- (6) 過去15年間に同種又は類似（保育施設、児童福祉施設、または木造の公共的建築物など）の新築又は改築に係る建築設計業務の履行実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての履行実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

※本項目は業務遂行の最低限の能力を確認するためのものであり、実績の多寡や規模の大きさは審査における評価（加点）の対象としない。法人としての実績の他、管理技術者又は配置予

定技術者個人（協力者を除く。）の実績（担当業務内容が明確なものに限る。）も認める。

- (7) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (8) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 青森県建築設計業務委託特記仕様書「3. 管理技術者等の資格要件」に定める要件を満たす者を配置できること。
- (10) 参加申請書の提出期限の日から契約締結日までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (11) 参加資格規則第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設関連業者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- (13) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

### 3 参加申込みの方法

- (1) 参加を希望する者は、「統合新病院（院内保育所）新築設計業務公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところにより、参加申込書を提出すること。
- (2) 提出期限  
令和8年4月10日（金）午後5時まで

### 4 技術提案書の提出

- (1) 参加申込書を提出した者は、実施要領の定めるところにより技術提案書を提出すること。
- (2) 提出期限  
令和8年4月22日（水）午後5時まで

### 5 その他

- (1) 詳細は、実施要領による。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。
- (3) 技術提案書の審査は、「統合新病院（院内保育所）新築設計技術提案審査会」を設置し、技術提案書に係るヒアリングを行い、評価基準に基づき最優秀提案者及び次点者を選定する。
- (4) 書類作成において使用する言語並びに通貨は、日本語並びに日本国通貨とする。
- (5) 留意事項
  - ①提出書類の著作権は、参加者に帰属する。
  - ②提出書類は、非公開とする。
  - ③提出書類は、返却しない。
  - ④提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とする。

⑤書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(6) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

6 担当部署・問い合わせ先

〒030-0822 青森県青森市中央三丁目 20-12 (2階)

青森県病院局 (統合新病院開設準備室)

電話番号 : 017-753-0238

電子メールアドレス : [shinbyoin@pref.aomori.lg.jp](mailto:shinbyoin@pref.aomori.lg.jp)